

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分担金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例第 2 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例第 2 条、第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例 (分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 分担金は、土地改良事業により利益を受ける者 (以下「受益者」という。) で当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権又は地上権、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者から徴収する。 (分担金の額及び賦課基準)</p> <p>第 3 条 分担金の総額は、年度ごとに当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地改良事業に係る国及び県から交付される補助金の額を除いたものを超えない範囲内において町長が定める。</p> <p>2 分担金の賦課基準は、当該土地改良事業によって受ける利益を勘案して町長が定める。 (徴収の方法)</p> <p>第 4 条 分担金は、年度ごとに一時に徴収する。ただし、町長が必要と認める場合は分割して徴収することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日